

広島県告示第七百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成三十年十月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年十月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道羽出庭向原線	安芸高田市向原町坂字大荒田山一九一七番一七地先から 安芸高田市向原町坂字大荒田山一九一七番九八地先まで	平成三〇年一〇月一五日